

第 251 回 個人情報保護審議会全体会 会議録

1 日時 令和 6 年 4 月 15 日（月）午後 3 時から午後 5 時まで

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P 1 会議室

3 出席者

（委員）

岡澤委員、小岩井委員、篠原委員、塚田委員、野田委員、林委員、堀田委員、矢口委員

（事務局）

山下行政部長、東公開制度等担当課長、岡田公開制度等担当課長代理、松田担当係長、
栗本係員

4 議題

(1) 会長の選出及び会長代行の指名について

(2) 部会の設置及び部会長の指名について

(3) 個人情報保護審議会における審議状況及び審議会の運営について

5 会議内容

【東公開制度等担当課長】

定刻となりましたので始めさせていただきます。

改めまして私は、総務局行政部公開制度等担当課長、東でございます。よろしくお願いいたします。

皆様方には、個人情報保護審議会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。本日は、3名の委員の委嘱期間満了に伴い、新たな体制となって初めての審議会となります。新会長が選出されるまでの間、私の方で進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは開催にあたりまして、山下行政部長からご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

【山下行政部長】

皆様、行政部長の山下でございます。本日は大変ご多用の中、個人情報保護審議会全体会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

引き続き委員をお願いしております岡澤先生、篠原先生、塚田先生、野田先生、矢口先生に加えまして、この4月から新たに3名の先生ということで、小岩井先生、林先生、堀田先生を委員にお迎えし、これから新たな体制がスタートいたします。

委員の皆様におかれましては、この後、会長の選出、および会長代行の指名、また部会の設置及び部会長の指名をお願いしたいと思います。その後審議会の運営につきまして、事務局から説

明させていただきます。

現在の審査請求案件につきましては、本年3月末現在で継続審議案件が293件と、多数の案件が継続しておりまして、なかでも特定人からの審査請求が84%を占めております。私ども事務局におきましては、同一人に係る案件を一括してご審議いただくなど、工夫をこらして、効率的な審議のサポートに努めて参りたいと考えておりますので、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

【東公開制度等担当課長】

それでは、議事に入ります前に、まず、本日の議題につきまして、公開・非公開の取扱いを説明させていただきます。

大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例第61条では、審議会の「調査審議手続の非公開」を定めており、「個人情報保護制度の運営にかかわる事項」を除いて非公開で行うこととしております。

まず、議題(1)～(3)の「会長の選出及び会長代行の指名」、「部会の設置及び部会長の指名」及び「個人情報保護審議会における審議状況及び審議会の運営」につきましては、個人情報保護制度の運営に係る事項なので公開で行うこととします。

議題(4)以降につきましては、個人情報保護制度の運営に係る事項ではないことから、条例第60条に基づき非公開で審議を行います。

なお、公開の方法は、大阪市個人情報保護審議会審議要領第2条の2の規定によって、会場において直接会議を傍聴することにより行うこととしております。ただ、本日は傍聴希望の方がおられないということですので、この形で進めさせていただければと思います。

この度の委員の異動に係るご報告でございますが、新たに弁護士の小岩井理史委員、近畿大学法学部教授の林晃大委員、弁護士の堀田善之委員を審議会委員としてお迎えしております。

これに伴いまして、前任の金井委員、小林委員、野呂委員におかれましては、この3月31日をもちまして任期を終えられ、御退任されました。

事務局より、前任期から引き続き審議会委員をお願いしております委員を紹介させていただきます。

弁護士の岡澤成彦委員でございます。

神戸学院大学法学部教授の塚田哲之委員でございます。

甲南大学法学部教授の篠原永明委員でございます。

関西学院大学法学部教授の野田崇委員でございます。

弁護士の矢口智春委員でございます。

今年度の審議会委員名簿につきましては、資料2として配付させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、事務局の出席者を紹介させていただきます。

総務局行政部長の山下でございます。

総務局行政部公開制度等担当課長代理の岡田でございます。

総務局行政部担当係長の松田でございます。

私を含めまして以上の者につきましては、昨年度から引き続きということになります。

新任の係員としまして、栗本でございます。

なお、審議会の庶務につきましては、担当係長の松田と係員の栗本が担当させていただきますので、メール等で両名から連絡があるかと存じますので、宜しくお願いいたします。

それでは、本日の議事でございますが、議事につきましては、資料1「会議次第」をご確認いただきますようお願いいたします。

議題(1) 会長の選出及び会長代行の指名

【東公開制度等担当課長】

まず、審議会の会長の選出をしていただきたいと存じます。

審議会規則第2条第1項の規定により、審議会の会長は委員の皆様方の互選により定めていただくこととなっておりますので、会長の選出をお願いしたいと思います。

どなたかご意見はございませんでしょうか。

【矢口委員】

はい。

【東公開制度等担当課長】

矢口委員、お願いします。

【矢口委員】

岡澤委員を審議会会長として推薦いたします。

【東公開制度等担当課長】

ただ今、矢口委員から、岡澤委員をご推薦いただきましたが、いかがでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【東公開制度等担当課長】

ありがとうございます。では、ご異議がないようですので、会長は岡澤委員をお願いしたいと思います。

岡澤委員、よろしいでしょうか。

【岡澤会長】

はい。謹んでお引き受けいたします。

【東公開制度等担当課長】

どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、恐れ入りますが、岡澤会長、ご挨拶をお願いいたします。

【岡澤会長】

会長職のご選出ありがとうございます。弁護士としてはベテランの部類に入ってきたところですが、まだまだ頼りないところもございますのでよろしくお願いいたします。委員の皆様、事務局の皆様は協力していただきながら、努めていこうと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

【東公開制度等担当課長】

それでは岡澤会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

【岡澤会長】

それでは議事を進めてまいります。審議会規則第2条第3項の規定に基づき、会長代行の指名に移りたいと思います。

会長代行につきましては、塚田委員を指名したいと存じます。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【岡澤会長】

はい。ありがとうございます。

はい、では塚田委員、お引き受けくださいますでしょうか。

【塚田委員】

はい。承知しました。

【岡澤会長】

それでは、塚田委員、会長代行をよろしくお願いいたします。一言ご挨拶をお願いいたします。

【塚田会長代行】

塚田でございます。部会の運営等で、委員と事務局の皆様にお力添えいただければと存じます。ふつつかながら精一杯努めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議題(2) 部会の設置及び部会長の指名について

【岡澤会長】

それでは、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例第 56 条の規定に基づく部会の設置について審議したいと存じます。

部会は、同条の規定により審議会が指名する委員 3 人以上をもって構成することとされております。審議未着手の審査請求案件が依然として多数ございますので、これまでと同様、2 つの部会を設置したいと思います。

第 1 部会は、小岩井委員、篠原委員、野田委員とわたくしで、第 2 部会は、塚田会長代行、林委員、堀田委員、矢口委員で審議を行いたいと思います。

皆様の意見は、ございませんでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【岡澤会長】

ご異議がないようですので、2 つの部会を設置し、各部会において諮問案件について調査審議してまいります。

引き続きまして、審議会規則第 5 条第 1 項の規定に基づき、各部会に属する委員から当該各部会の部会長を指名させていただきたく存じます。

第 1 部会につきましては、私が部会長を務めさせていただき、第 2 部会につきましては、塚田会長代行に部会長をお願いしたいと存じますが、塚田委員、お引き受けいただけますでしょうか。

【塚田委員】

はい。お引き受けいたします。

【岡澤会長】

それでは、塚田委員、会長代行と合わせて第 2 部会の部会長をよろしくお願いいたします。

次に、事務局から以降の議題、配付資料等について、説明願います。

議題(3) 個人情報保護審議会における審議状況及び審議会の運営について

【松田担当係長】

総務局の松田でございます。

議題(3)について説明させていただきます。

まず資料 3「審議会審議の流れについて」ご説明させていただきます。審議会の審議手順としては、審査請求及び番号法に基づく特定個人情報保護評価書の第三者点検に係る諮問がございますので、主な審議の流れをそれぞれ記載しております。

審査請求審議の場合、①で保有個人情報の開示請求に係る決定等に対する審査請求がなされた後、②で実施機関が当該決定を妥当とした場合等には実施機関から審議会に諮問がなされます。

その後、③で実施機関から当該決定に対する理由説明としての主張書面が審議会あてに提出され、審査請求人が希望する場合は当該主張書面に対する審査請求人の反論書の提出を受けます。なお、実施機関が主張書面を審議会あてに提出する前に審査請求人が審議会あてに主張書面を提出される場合もございます。次に、④で審査請求案件の概要説明を含めた審議ポイントの整理をさせていただきます。この論点整理は、⑤の実施機関の口頭による決定理由の説明や⑥の審査請求人の口頭意見陳述を実施する前に行っておりますが、場合によっては、実施機関理由説明及び審査請求人意見陳述の後に再度行うことがございます。最後の⑦に、これまでの審議を踏まえまして答申案をご審議いただき、答申成案を作成いただくものです。

次に、番号法に基づく特定個人情報保護評価書の第三者点検の場合でございます。個人番号、いわゆるマイナンバーに関するものでございますが、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等を特定個人情報ファイルといい、この特定個人情報ファイルを地方公共団体の長が保有しようとする場合、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置を講じ、この措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを宣言するものとして、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられております。詳細は、個々の特定個人情報保護評価書を点検いただく際にご説明させていただきますが、この特定個人情報保護評価の評価書を国の個人情報保護委員会へ提出する前に第三者点検を受けることが番号法で規定されており、この第三者点検を個人情報保護審議会で行うものです。

まず①で実施機関から特定個人情報保護評価書の点検依頼がなされた後、②で当該評価書の内容を口頭で説明を受け、パブリックコメントをするに足る内容であるか、事前点検を行っていただいております。その後、ご意見を踏まえて評価書を必要に応じて修正し、③でパブリックコメントに付し、最後に④で当該パブリックコメントによる意見を踏まえて必要な見直しを行った特定個人情報保護評価書を再度点検いただいております。

最後に、条例改正の場合につきまして、①で市長より、審議会に対し個人情報保護に係る重要な事項に係る意見の求めがなされます。その後、②審議会事務局から審議ポイントの整理を行い、制度運営に係る方向性について調査審議、意見交換を行います。また、論点整理の後に、③審議会意見案の取りまとめや、④市民に対し意見案について意見聴取を行うことがあります。論点整理等で意見交換が整いましたら、⑤制度の在り方についての答申を行います。そして、⑥答申を踏まえ条例案等が議会に上程され、改正が行われます。

続きまして、資料４－１から４－４までについてご説明いたします。

資料４－１「大阪市個人情報保護審議会における令和４・５年度の審議状況について」ですが、項番１「審査請求に係る諮問案件の処理状況について」は、資料４－２として過去６年間の処理状況を記載しております。令和元年度から新規件数が増加しており、令和３年度末で４５０件の諮問案件が残っておりました。令和４・５年度では、多くの案件を個人情報保護審議会でご審議いただきましたが、昨年度末時点で引き続き２９３件の諮問案件が残っている状況です。

また、括弧内に記載の数字をご確認いただければと思いますが、同一人による審査請求が８４％を占めております。

次に、項番２「個人情報の本人外収集並びに保有個人情報の目的外利用・提供及び電子計算機

処理等に係る諮問案件の処理状況について」は、資料4-3として令和4年度1年間の答申案件一覧を記載しております。

令和4年度までは、先ほどの審査請求案件以外に、この個人情報の取扱いに係る諮問案件審議がございました。特に、情報処理システムの導入が進んでいることによる保有個人情報の電子計算機処理等の諮問、また、新型コロナウイルス関連でのシステム導入や給付金事務に係る保有個人情報の目的外利用・提供等に係る諮問が多くございました。なお、記載のとおり、令和5年度につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、個人情報の取り扱いに関する諮問は行わないことになりましたので、こちらの一覧に記載されていません。

次に、項番3「制度審議について」ですが、先ほど申し上げましたように、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、本市の個人情報保護制度の見直しに係る審議を行いました。令和4年4月6日から令和4年9月28日までの間に合計11回の審議の後に、答申いたしました。

最後に、項番4「番号法に係る特定個人情報保護評価書の第三者点検について」は、資料4-4として答申一覧を記載しております。現時点では、今年度特定個人情報保護評価を行う事務の予定はありませんが、過去に評価済みの事務について見直し等を行った場合は過去の特定個人情報保護評価書を修正した上で評価を再度実施する必要があります。

次の資料の説明をさせていただきます。資料5-1と5-2についてですが、こちらは今後の審議会運営についてご意見をいただきたく存じます。

資料5-1「今後の個人情報保護審議会の運営について」の項番1「会議の開催方法」としまして、令和4年度以降、各部会においてウェブ会議の方法により開催しており、審査請求人の口頭意見陳述が行われるものについては原則参集による実施としております。今年度以降についても引き続き同様の方法で行うこととしてよろしいか、ご意見いただきたく存じます。

また、項番2については、ウェブ会議の方法により開催することとした場合を前提として、資料の取り扱いについて、説明させていただいております。

審議資料につきましては、会議の開催方法によるのですが、審議を迅速に行うため、基本的に事務局よりメール又は大容量ファイル送受信サービスを利用してパスワード設定の上で事前送信させていただきたいと思っております。審査請求に係る諮問審議につきまして、もしウェブ会議の方法で実施することとなった場合は、諮問書及び対象文書につきましては、メール等でお送りするのではなく紙資料としましてレターパック等の追跡できる方法で事前にお送りしたいと考えております。お送りした資料の取扱いについては、資料5-2「個人情報保護審議会に係る各種資料の送付について」で別途まとめさせていただいておりますのでご参照ください。資料の送付方法は、先ほど申し上げました、郵送、メール又は大容量ファイル送受信サービスを利用していきたいと思っております。それぞれの送付方法についてですが、郵送の場合はレターパック等の追跡できる方法、メールの場合はパスワードを設定し、当該パスワードを別のメール、口頭又は郵送でお伝えすることを考えております。大容量ファイル送受信サービスについてですが、このシステムを使って送信する場合は、ダウンロードパスワードとは別に、当該ファイルにパスワードを設定しまして、そのパスワードをファイル送信とは別のメール、口頭又は郵送でお伝えすることを考えております。このサービスについての情報セキュリティ実施手順は資料の裏面に記載させていただいております。

委員の皆様方をお願いする注意事項といたしまして、パソコンでご覧いただきますので、OSのバージョンアッププログラムを最新のものにしていただき、ウイルスチェックのソフトウェアを導入するパターンファイルを最新の状態に保つようにしていただきたいと思いますと考えております。運用面における対策といたしましては、お送りした紙資料を施錠できるキャビネット等で保管いただき、答申案の審議の間は委員の皆様方で保有していただき、答申が出ましたら、その後、レターパック等を皆様にお渡ししますのでそのレターパック等により返送していただきたいと思います。メール又は大容量ファイル送受信サービスの場合なのですが、その場合は答申審議が終わった後は、パソコンから速やかに削除をお願いいたします。また、パスワードは審議会委員以外の者に開示しないようお願いいたします。審議資料を保有していただくことになりますので、その際に審議会委員以外の方の目に触れることのないようにもご留意ください。

資料5-1に戻っていただきまして、項番2の※印の部分についてですが、個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例第55条第5項の規定により、審議会の委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならず、職を退いた後も同様であることの定めがございます。この規定に違反して秘密を洩らした場合は罰則の規定があることを申し添えさせていただきます。

項番3の「審議会ペーパーレス化」についてですが、審議会の資料をペーパーレスとしてパソコン上でご覧いただくという取組みを進めております。市役所本庁舎で審議会を行う場合につきましては、原則紙資料の配付を行わないと考えております。

ただし、対象文書が大量になる場合等は、パソコンでご覧いただくのも難しいと思いますので紙資料と併用することとさせていただく予定です。また、全体会における審議を除くとして考えておりますが、事務局の都合で大変恐縮ですが、委員の皆さま全員分の8台のパソコンを確保することができませんので、全体会の場合は、紙資料でご審議いただきたいと思います。

資料の5-1及び5-2のご説明は以上でございます。

以上で議題3の事務局側の説明を終わらせていただきます。

なお、現時点で、全体会の開催の予定はございませんので、補足させていただきます。

【岡澤会長】

ありがとうございます。

現時点で全体会の予定がないというのは、今年度のみということでしょうか。

【松田担当係長】

任期の期間中は全体会の実施はない予定です。

【岡澤会長】

分かりました。

ただいま事務局から説明がございましたが、委員の皆様、質問や疑問点、ご意見があればいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

【委員一同】

質問なし。

【岡澤会長】

それでは、これもちまして公開による審議を終了させていただきます。

令和6年5月13日